

令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業の業務内容について

1 業務の概要

本業務は、この別紙の内容のほか、「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」（令和6年3月30日こ支家第183号こども家庭庁支援局長通知）及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和6年3月30日こ支家第186号こども家庭庁支援局長通知）に基づき実施するものとする。

(1) 支援対象者

- ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- イ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への措置を解除された者
- ウ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- エ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- オ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- カ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- キ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者

(2) 業務内容

以下ア～ウまでの業務は必ず行うこと。エの業務については、実施が可能な場合は実施することを妨げない。

ア 相互交流の場の提供【必須】

意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて、対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。単に場を提供するだけでなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。なお、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

イ 支援計画の策定【必須】

生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援計画を策定すること。策定にあたっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況などの必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮すること。

ウ 相談支援【必須】

居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等により支援を行うこと。支援にあたっては、単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労

別紙

支援機関の利用、行政手続等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

エ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供【任意】

対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上必要な支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行う。なお、居場所の提供については、6か月以内とすること。

2 実施体制

以下に掲げる者を配置すること。

(1) 支援コーディネーター（管理者）

事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者

ウ 愛媛県が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(2) 生活相談支援員

居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童指導員の資格を有する者

イ 愛媛県が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(3) 就労相談支援員

適切な相談・助言や情報の提供等により、就労相談その他必要に応じた支援を行う。

3 拠点事業所

(1) 場所

松山市を中心とした中予圏域に開設すること。

なお、予算の範囲内で県内の他地域にサテライト拠点を開設することは妨げない。

(2) 設備

拠点事業所には、以下の設備を設けること。

ア 事務室

イ 相談室

ウ 対象者が集まることができる設備

エ その他事業を実施するために必要な設備

(3) 開所日・開所時間

支援対象者が利用しやすい曜日・時間帯に配慮し設定すること。

別紙

なお、開所日に関わらず、電話やSNS等による相談援助、緊急事案に対しては随時対応すること。

4 留意事項

- (1) 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等を記載した運営規定を定めること。
なお、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う場合で対象者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ運営規程に保管の方法を定めるとともに、対象者に説明し同意を得ることとし、保管の状況等を月に1回以上対象者に知らせること。
- (2) 対象者が愛媛県内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (3) 1 (2) エの居場所の提供を行うにあたっては、対象者が未成年の場合は、原則、親権者へ連絡したうえで実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命および身体等に危険が生じる恐れがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議すること。
- (4) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報共有に努めるとともに、児童福祉法において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切に対応すること。
- (5) 県（児童相談所を含む。）、市町及び要保護児童地域対策協議会等の関係機関で情報共有を行う可能性があることについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合であっても、必要に応じて関係機関で情報共有を行うこと。